

(史料紹介)

京都市善正寺所蔵

(翻刻)

「檀林録」

望 月 真 澄

(凡例)

資料の翻刻作業にあたっては、原資料の体裁を尊重しつつも、読解の便を考慮して、以下のように改めた。

一、刊行にあたっては、本文を二段組みとし、原本の体裁はできるだけ尊重したが、宛所・年月日・差出者の位置については、ある程度の統一を行った。

一、漢字は原則として常用漢字に改めた。ただし、特に必要と認められる場合については原資料のままとした。

一、字体は人名・地名等の固有名詞を除いて、常用漢字のあるものはこれを使用し、異字・俗字・略字は正字原則として常用漢字に改めた。但し、ム・メなどは旧字体を残した。

一、変体かなは原則として平仮名に改めた。但し、助詞等慣用的に使用され、頻度の高い左記の文字については、漢字のままとし、小活字を用いて区別した。

而(テ) 江(え) 者(は) 茂(も) 而已(のみ) 得者(えば)

「檀林録」(望月)

一、再読文字は、漢字を「々」、片仮名を「ヽ」、平仮名を「、」、二字続きは「くく」とした。  
一、朱書・後筆・裏書・端裏書・異筆・奥書・表紙・裏表紙・貼紙等は「」で囲み、その旨を( )で肩書に注記した。

一、虫損・破損・汚損等により判読できない場合、字数が判明する場合は□□□で示し、字数が判明しない場合は「」で示し、その旨を( )で肩書に注記した。

一、誤字が明らかなる場合は、右側に( )を付して、正しい字を注記した。また、記載内容が疑わしい場合は( )カ)、脱字がある場合は( )脱カ)、意味不明の箇所については(ママ)と肩書きに注記した。

一、記事が大幅に墨線で抹消されている場合は、その部分を「」でくくり、その旨を注記した。  
一、本文には、読みやすくするために読点(、)および並列点(・)を付した。

一、原本にある平出・欠字は一字あきとした。

一、史料閲覧に際して、史料所蔵者京都市左京区東福ノ川町九一五五 日蓮宗善正寺住職西村泰道師には度重なる調査にもかかわらず、たいへんお世話になった。この場を借りて学恩に謝する次第である。

【解題】

〔檀林録〕の書誌)

「檀林録」は、一冊墨付五十九丁、寸法は、竪二十九・九cm、横二十三・七cm。

(檀林録内容)

天明五年(一七八五)乙冬の年記になっており、良雅代に書写されたものである。末尾に「此記録及破損漸々難分相成候故、為令見易古録俣今般改書」とあることから、以前にあつた記録を改め、後世に伝える旨が記されており、檀林の記録としては基本資料であつたことがわかる。善正寺には、延享三年(一七四六)十二月転写の「大頭綱録年中行事」と題する史料が現存しており、内容はほぼ天明五年の檀林録と同じ構成・内容となっている。

両史料を比較すると、延享三年転写本の方が史料的に古いわけであるが、天明五年写本の記載が檀林歴代まで記されていることから充実した内容になっており、個々の記載も明瞭である。よつて、檀林の基本台帳としての史料的价值はむしろ天明五年写本のほうにあると考えられるため、本号では天明五年写本を底本に紹介した。以下、史料の内容を記せば、次のような五部構成からなつてゐることが知られる。

① 檀林由緒、寺領、堂宇

② 所化部(座割部屋割之事、上座簡板之事、諸部相統錢之覚、文講師入院前之事)、文講師御入院部(文講師御入院、進上之覚)、玄能請待之部、入院之部、退院部、雑部、冬夏鑑之部

③ 年中行事、正月から十二月までの日毎の行事

④ 歴代化主名

「檀林録」(望月)

特に、②の檀林の修学課程は、名目三十席、四教儀十五席、集解十三席、観心十席、玄義七講、文句五講、と段階が決まつて行われた。その上に止観、上座、化主と階級があり、これらは各部の教授と一山の運営にあたるのが常であつた。史料の記載内容をみると、所化の座割り・部屋割りから始まり、能化の請待、入院・退院、休暇の過ごし方等、詳細な規定があつたことを窺い知ることができる。

③ 年中行事記は、東山檀林における毎月の行事が記され、月行事として、一日一部経読誦、十三日宗祖命日回向、十五日祈祷、十七日善正寺開基日鏡、檀林開祖日演命日、二十四日天台大師回向日演・日退回向、とそれぞれに祈祷や回向が行われている。元旦から大晦日までの檀林の行事が記されており、日毎の行事や、日課としてやらなければならないことが「付」という形で付け加えられている。

④ 歴代化主名は、善正寺開基日鏡から始まる檀林歴代の上人号とその関係寺院名・所化名・祥月命日が順番に記されているので、檀林にゆかりのある僧侶やその出身が窺える貴重な内容といえる。

(善正寺の沿革)

日蓮宗妙慧山善正寺は、京都市左京区岡崎福ノ川に位置する。京都本圀寺末寺であり、善正寺住持は東山檀林化主を務めた関係から、現任職で七百三十世になる。

慶長二年(一五九七)に豊臣秀次の菩提を弔うため、秀吉の姉であり、秀次の母である「とも」が嗟峨亀山に庵を結んだことに端を発する。秀次は二十八歳で生涯を閉じるが、後にともは本圀寺六世日慎について出家し、妙慧日秀と改めた。慶長五年(一六〇〇)、求法院檀林三世本妙院日鏡(元和二年二月二十三日寂)を開山に仰ぎ、現在の東山の地に堂宇が建立された。

境内には僧侶の教育機関である東山檀林があり、檀林寺院として一般の寺院とは一線を画していた。この檀林は、談所・談義所・学室とも呼ばれ、大寺院に附属して開かれる場合が多かった。日蓮宗の檀林としては、関東八檀林、関西六檀林、勝劣派六檀林、不受不施派四檀林が有名である。

関西地区の六檀林を開講年代順に記せば、松ヶ崎・求法院・東山・鷹峯・山科・鶏冠井の順である。<sup>1</sup>つまり、東山檀林は関西六檀林の中では三番目で、寛永元年（一六二四）の開講になる。各檀林ともそれぞれ学徒が集まって教学を研鑽し、互いにしのぎを削っていたのである。これらの檀林の中でも、最高学府としての格式があったのは、飯高・小西・中村の三檀林で、いずれも関東地域の檀林であった。この三檀林以外の檀林は、三大檀林より講師を迎えるのを常とし、三檀林に編入学（横入）するものも多かった。江戸時代後期には、東高西低の風潮にあったので、これを是正するために、関西諸檀林では、「六檀会評」という会合を持ち、檀林のさまざまな問題について対処していった。第一回会合は安永八年（一七七九）九月五日松ヶ崎檀林で開催され、第二回目は同九年九月五日に東山檀林で開催され、これは明治五年まで続いている。<sup>2</sup>東山檀林にも役者哲学が記した「六山会合要拔書」と題する記録があるが、これは安永八年から天保十五年までの会合の要点が抜書きされた史料であり、分析が待たれることである。

#### （檀林の概要）

檀林教育は全寮制で、仏祖への給仕を第一とする指導方針で、全課程を修了するには十年から十三年かかるといわれている。檀林の教育課程をみると、下四部（名目部・四教儀部・集解部・観心部）から大部（玄義部・文句止観部・御書科）に進み、更に（上座部・玄能・文能）という段階に進んでいった。上座部は一老・二老・三老・四老・五老の五名で構成され、檀林の事務と講義を行った。その中でも一老は板頭と呼ばれ、檀林を取りしきることできる重

「檀林録」(望月)

要な役職であった。玄能は「法華玄義」、文能は「法華文句」を講義することができ、外部から請待するのが通例であった。一般的に檀林は、春百日間(二月一日より五月十日)と秋百日間(八月一日より十一月十日)の年二回開講され、これを「夏」と呼び、夏合には学僧のほとんどは学費の調達をはかった。

東山檀林の開基は、善正寺四世日演(堺妙国寺七世・中山法華経寺二十七世・谷中仏心寺開山・岡山妙国寺十三世)で、明治初年の廃檀に至るまで多くの僧侶を輩出している。当寺所蔵の境内図によると、山内には講堂・釈迦堂・客殿・書院・庫裏・玄義寮・経蔵・文句論議所・食堂・鐘樓堂・妙見堂・番神堂・総門・中門・裏門が描かれている。「檀林録」には、東西六十八間、南北七十五間で、南禅寺・一条殿・黒谷・長楽寺・西大路殿という場所に寺領があったことが記されている。

(善正寺所蔵資料)

善正寺資料の傾向として、大きく次の四つに区分される。

- ① 檀林関係(法式・版本・駒札・掛札・位牌・書籍・經典・古文書・古記録・金石文)
- ② 秀次関係(仏像・古文書・金石文)
- ③ 信仰関係(曼荼羅本尊・書状・仏像・仏具・位牌)
- ④ その他(絵画・書)

一般の日蓮宗寺院と違う傾向の史料であり、善正寺資料の特徴としてあげられるのは①と②である。一方、③の中にも、木版刷り釈迦像縁起(身延久遠寺二十世日重筆、同二十一世日乾筆、深草元政筆・富田重吉筆)や海中出現釈迦像があり、善正寺の釈迦信仰を物語るのに貴重な資料といえる。

(檀林関係資料の性格)

檀林関係資料の主なものを分類すれば次のようである。

- ① 法式
- ② 古文書・古記録
- ③ 書籍(版本・写本・所持本)
- ④ 經典 一切經
- ⑤ 版本(經典・教科書・御札・御影)
- ⑥ 駒札・掛札
- ⑦ 金石文 墓標・道標

特に、②古記録の中でも、文政三年(一八二〇)十一月から天保八年(一八三七)霜月の「古例新例役中得意記」と題する檀林内の覚書や定書等を記したものとや天保七年(一八三六)十月二十日から同十一年四月三日までの檀林関係記事を日記として記した「代々要用録」があり、檀林史説明の上で着目される史料といえる。⑦金石文に関しては、善正寺入口付近にある(1)道標と墓所域にある(2)歴代化主報恩塔が基本史料となるが、特に(1)の刻銘を記せば次のようである。

(1) 道標 從是南三条出道

学室 元禄十一戊季春吉日 所願具足 令法久住御祈禱所 心大歡喜

この他にも檀林の図面(天保十四年)・境内絵図掛札・版本があり、東山檀林の規模といい、僧侶数といい、往時

の賑やかな様子が窺える史料といえる。現在檀林関係資料の目録を作成中であり、これにより東山檀林史料の全体像と個々の史料の位置付けが明確にされていくであろう。

日蓮宗の檀林全体としての研究は、影山堯雄著「諸檀林並親師法縁」がある。これは日蓮宗の檀林の歴史を紐解く中で、その一檀林として東山檀林が紹介されているもので、檀林を知る基本的文献といえる。

関西檀林に関する研究は、松村寿巖「関西諸檀林の形成と展開」があり、六檀林の形成について論じられている。鶏冠井檀林<sup>1)</sup>や鷹峯檀林<sup>2)</sup>に関しては檀林史料が刊行され、当時の檀林の様子を窺うことができる。巻末に蔵書目録(古文書の部)と檀林史料三点が紹介され、鷹峯檀林常照寺関係史料の伝存状況がわかる。京都市内の松ヶ崎檀林泉涌寺にも、檀林史料があり、元禄八年「旧事記」を初見に、弘化二年までの七冊が揃っている。今後、檀林史料の整理・目録刊行・史料紹介によって関西各檀林相互の関係や、広くは関東と関西諸檀林相互の関係について考察していくことにより、各檀林の実態や諸檀林の動向が浮き彫りになっていくであろう。

註

- (1) 都守基一編「中村檀林資料」西谷入看控帳
- (2) 奥田正叔「日蓮宗檀林考」
- (3) 宮崎英修編「近世法華仏教の展開」所収
- (4) 向日市文化資料館編「鶏冠井檀林」
- (5) 註2と同



天明五乙巳冬書之

(録力)

檀林録

洛東妙恵山

善正寺

本園寺支配

(後筆)

「此席書不得ニ書又近來何ノ預ノ支配ニ  
檀林故ノ事ヲ不知狀住持不定故狀住古ヲ不見」

一法華宗妙恵山善正寺檀林

境内 東西六拾八間  
南北七拾五間 此坪五千百坪

内除地 東西六十二間  
南北六十八間 此坪四千二百拾六坪

同 五百八拾一坪 此地頭方五箇所

一條殿・西大路・南禪寺・長樂寺・黒谷

右耆老反九畝拾老分也、引残三百三坪程御免地之内余

慶之残ニ相見へ申候、右善正寺義へ慶長元年丙申星村雲

御所為秀次公御建立、其節村雲御所江御拝領地御座候、

〔檀林録〕(望月)

開基者本妙院日鋭聖人其後四代目顕寿院日演聖人在寺

之節、寛永元年甲子初而檀林ニ仕候、其節一條殿・西

大路・南禪寺・黒谷是四箇所之年貢地開添申候、其後

貞享元年甲子十三代目智境院日演聖人在檀之節、又長

樂寺之年貢地買添申候、已上

右書付老通小堀仁右衛門殿方へ納置也

同老通者雜式荻野七郎左衛門方へ納置也

右者此度小堀仁右衛門殿、岡崎村中寺社境内之書付進

可申上候、庄屋共へ申來ニ付、一條殿庄屋九郎右衛門・

黒谷庄屋三左衛門・南禪寺庄屋久左衛門・西大路庄屋

与左衛門・長樂寺此五ヶ所、当寺之境内書付可遣由申

越ニ付、内証ニ而所化中内檢地ヲ入見申所ニ、右之通之

坪数ニ相見へ申候、其通ニ申遣候庄屋中、右之三百三坪

程之余慶ヲ年貢地之内ニ入可申与申越候得共、彼方、戊

正月廿八日三五ヶ所之畝歩之書付彼方之水帳ニ有之候ヲ

書七取置候、本紙者別ニ箱入五枚封ニ置方丈ニ在之也

其写書

一様様入り

一畑四畝式拾歩

字西ノ坊

役人

九郎右衛門

高六斗五升三合四夕

りんなんの前

一上田老畝式拾歩

西大路殿分

與左衛門

高式斗三升

南禪寺

帰雲院領

大仏出口

一上畑九畝拾歩

庄屋

久左衛門

高老石三升六合九夕

字せとの田土井迄

一二畑拾五歩

黒谷分

元甚三郎分  
今善正寺庄屋

三左衛門

高四斗八升九合四夕

一高五升 物成三升

長楽寺

右之所三間ニ式間有之小藪之由承及候

右之通水帳之写村中、取置候処、右之三百三坪を年貢

地ニ入候事成不申与申切遣候夫故此方、小堀殿並ニ荻野

へも為念役人ヲ断申遣候処ニ尤之由申越候、夫故其通ニ

而指置候畢竟年貢地之内にも少し者余慶可有之候、此方

之御除地之内にも余慶可有之候故、惣高五千百坪にな

らしに仕可然と荻野等も被申候、後代左様ニ仕候而可然

候、為念書付置者也

一古来、年貢地之処付知不申候由申来候、此度大旨相改候処ニ、寛永年中之由畠所付与書付出申候

則右之畝歩之書付ト一所ニ箱入置方丈有之候

一南禪寺帰雲院領者此方古来之所付ニ西ノ畑与御座候、庄

屋久左衛門、參候水帳之写ニハ大仏出口ト御座候、当所

之古来ヲ考候得者、当境内ノ西北之角道之下ニ古来大仏

御座候、今者黒谷へ引取納被申候、依之西北之角古者大

仏出口と申候、則今玄義寮在之所九畝十歩南禪寺領と

相見へ申候

一一條殿ト此方古来之書付ニ西ノ畑与御座候、庄屋九郎左

衛門、參候水帳之写ニ者西ノ坊と御座候故、右所者共手

合候ニ境内南北之角門前今作右衛門様申候所、一條殿

分ニ而御座候、畑四畝式拾歩也

一西大路殿此方伝来之書付ニ者、竹之屋殿与御座候得共、

西大路殿江斗来り申候、此方伝来之書付ニ者東之田与御

座候、上田老畝式拾歩与左衛門、參候水帳之写ニ者り

んなん前と御座候、是ハ考候ニ境内之東北之角、唯今者

妙見並三七面之御社御座候所、古来田畑御座候と申伝

候、其田と相見へ申候

一黒谷分此方伝来之書付ニ者東之畑と御座候、庄屋三左衛

門ノ參候水帳之写ニ者字せどの田土井之上と御座候、考合に是も境内東北之角只今妙見七面之御社有之所、西大路殿之田と一所と相見へ申候、三畝十五歩也

一長樂寺分境内之東北寄妙見御社鳥井之東ニ候、小藪之間ニ五間之所也、是ハ貞享元年甲子年七月十三日智境院日演上人代之代ニ買置、当村市左衛門請人傳左衛門口入權兵衛也、売券状有之、是も一所ニ箱ニ入方丈ニ有之候、右五ヶ所之年貢斗り口之覚

此表斗り口也  
一三斗式升九合

役米口米無之

一三升

同断

一六斗五升三合四夕

外ニ役米四升一合六夕

二口ノ六斗九升五合也

一式斗五升壹合

役米口米無之

一壹石壹斗五升壹合

役米口米無之

黒谷分

長樂寺

一條殿分

西大路殿分

南禪寺境内

婦院院分

右著為永代此度庄屋中ノ申越候席而ニ所をも、諸方考合改置候、当且村建立之始者、寛永元年甲子年也、今年宝永三年丙戌年迄八拾三年、猶又檀林古来拜領地北ハ吉田境之大道切、南者中門之脇ヲ願之下溝切、南北之分不殘除地也、西之方下小路衆境寮之西側軒之下小高キ峯御座候、南北へ押シ通夫ノ上者皆除地也、境内之東者長樂寺領年貢地之境ノ東南之分悉除地也、此度内檢地ヲ入候者西側惣かてひ之藪之外、岸まで西北之角玄義寮之下りかけ之所ヲ内檢地ニ打入申候

宝永三丙年正月晦日

戌

善正寺廿二世

見理院

日圓

在判

一年中ニ四度程翌日目付衆御出之節者、現座之上座惣門へ御迎ニ出ル也、尤前夜荻野七郎左衛門ノ触状来、則翌朝指添集会随分掃除可念、目付衆兩人書付式通認置持參る役人へ相渡也、永代不易之書付之覚

一東山善正寺惣境内東西六拾八間南北七拾五間

一慶長年中ニ從村雲御所瑞龍寺日秀尊儀、為秀次公之御

菩提当寺御建立、寺内二間四面之御靈屋有之、則御戒名者

善正寺殿前殿下左相府道意尊儀

一 寺開基本妙院日銳聖人

一 檀林開基顯寿院日演聖人

一 講堂 東西七間南北七間式尺四方ニ老間之落擔在之

一 釈迦堂 東西六間南北六間東西南ノ三方ニ四尺ノ落擔在之

一 客殿 東西八間式尺南北八間西南ノ二方ニ間中ノ落擔有

一 書院 東西六間南北六間東西ノ二方ニ間中ノ落擔有

一 庫裏 東西五間南北四間半

一 女義寮 東西七間南北三間半

一 部屋敷 六拾老軒

一 文句論義所 東西式間半南北三間

一 食堂 東西五間南北七間

一 妙見堂 壹間四面

一 番神堂 壹間四面

一 鐘樓堂 式間四面

一 門前之家敷 六軒

右之通書付目付衆之役人へ相渡る也、尤御備之節惣門迄送り出ル也

関白秀次公御生害

文祿四乙未今至享保九甲辰及一百式拾九年

善正寺於嵯峨院有建立

慶長元丙申今至寛保三癸亥及百四十八年

村雲御所御殿營造

慶長二丁酉今至享保九甲辰及百二十八年

善正寺引移於上岡崎庄

慶長五庚子今至享保九甲辰及百二十五

村雲日秀尊尼逝去

寛永二乙丑今至享保九甲辰及一百年

当山釈尊御出現

慶長廿乙卯 元和元年也至享保九甲辰百十年

当山開基日銳師遷化

元和二丙辰至享保甲辰百九年

同檀林開基日演聖人遷化

万治元戊戌至享保九甲辰及六十七年

所化之部

一座進退之事者、初式夏ニ而簡板老枚下ル、次之夏ノ老夏ニ

老枚宛下ル也、仮令婦旦在之共相統ニも不出、又当出ヲモ不出之人者同懈怠事

但シ雖為当出不出、或者相統席數滿之輩者不願同懈怠事

一文句五講・玄義七講・觀心十席・集解拾三席・四教儀

拾五席・名目三拾席、右未滿之輩者可屬懈怠事

一新來札録之定大仲間へ四百文、能化へ式文目、玄能へ

両・能指南へ式両可納事、指南録八十銅・妙見講掛錢

四十銅

一不出飯台年寄之飯喰人者、老月ニ過米式朱ッ、可出事、

但シ方丈大役人ハ許之出銀共ニ許之、又内飯之人者出銀

三兩四分取候かへ、近所ニ連ニ被勤候人も三文目四分可

取也

一未進堅停止也、若出銀不出之衆於有之者、時之大小行

事ノ可被立要之事

一上座入之祝儀納銀壹金百疋拾匁、大仲間へ可納者也

一上座寺務往時者中啓代銀式両可遺事、尤返礼金百疋可

有者也

一諸部部入振舞堅停止之事

一上中座入之節、如先規祝儀一向停止之事

一中座入之節者中頭ノ相願申候得者其分也、若不願時者上

座ノ申入被致、残ニ内意ヲ申又中頭へも被加部残ニ可申

達候、又中席ノ加へ部ニ度由願出候事も在之随冥也、中

座板頭ノ相触させ、満山祝儀ニ參候、拾文目大仲間へ拾  
匁中座中へ可納也

一上座入之節者、一兩日前中座之内願、又二之側之内老人

呼候而、中頭近々転寮之義申渡候間、其通被心得候

殊ニ可申入候、右者卯ノ春奉□ノ依レ願如斯候

座割部屋割之事

一春者五月十日頃秋者霜月中頭上座並大小行事寄合可勤

事

一座割者春秋共ニ懈怠不懈怠を帳ニ付、跡夏之座配帳ニ而

上ケ下ケ致、其夏之同行事帳ニ記改帳ニ写ト三返程檢合

也、割帳を豎入昇進之者者上之部之詰ニ入、横入之者

者豎入之下ニ可入也、仮令当部之上之者両三人ニ而も、

或者式夏懈怠、或者三夏四夏懈怠也共当夏之下り前者簡

板老枚下ル也、又跡夏出テ当夏不出之者或者跡夏当夏

出タル者之上ニ簡板三四枚共メ下ル人之簡板在之候共、

超テ三四人之上へ上ル也、進者ハ超越スレトモ下ル者者簡板

老枚下ル也、或者上三四人下ル人之下ニ不懈怠之者或者

跡夏出タル者両三人並テ連座在リトモ三人之内上老人斗

超越スル也、次之老人者本座ニ居スル也、或者上ニ老人下ル

人在之共、下ニ不懈怠之人兩人在之候ハ、不懈怠之者

兩人有ル中間ニ割込下ケ置也、畢竟越ル人者何枚ニ而も下ル人者簡板老枚ニ限テ下ル与可得心者也

一六夏三年懈怠之人者簡板除去スル也、但し六夏〇如此之印続キ候ハ、簡板可除也、若六夏之内一ツニ而も十二支在之候ハ、不除也、其十二支之有次ノ〇印ハ六夏続タルラ除也

上座中座之簡板之事

一上座簡板者可限五枚、若於有横入者客座許容可隨宜事

一春秋共ニ上座婦旦者可限二月二日・八月二日事、若於不出右之日限者全分属懈怠令退却一座べき事

附タリ雖早々婦旦に当前之相続不始之者可同全分懈怠事

一於一夏懈怠者可令退却一座至二夏者可除去簡板若第五

老於一夏懈怠者当任許之若至後任而重懈怠在之者同時ニ可令退却二座事

右之条目堅可相守、若於違犯者不可最眞沙汰急度可任其式者也

一 中座婦旦者春秋共全可同<sup>レ</sup>上座<sup>ニ</sup>事

一 中座簡板堅入六枚・横入五枚ニ相違<sup>也</sup>者也、此余者如何様義有之候共、堅不可許客者也

一 中頭役之人者於一夏懈怠者可令一座退却二夏続者、又可令座退却至三夏者可除去簡板事

一 二老已下於一夏懈怠者如常途簡板老枚宛可退出、三夏続候ハ、可除去簡板事

一 中座之間ニ前後三夏懈怠座者、是又可除去者也

一 諸部昇進者名目百式十席・四教儀百席・集解八十席・觀心六十席・玄文者可為全部旅講事、若未滿之輩者昇進令停止事

諸部相統錢之覺

名目一卷之終卅三錢、四教儀<sup>集解</sup>一卷終四十錢、集解<sup>同断</sup>、

觀心五十錢

但シ指要抄ハ上下共終ニ取ル也

玄義 六十銅 玄冬一卷行本ト末トニ取ル也

文句 八十銅 本衆一卷ノ終リ斗也

一 上中座部屋之事、如先規上中座仮令雖<sup>レ</sup>前<sup>ニ</sup>其部屋<sup>ニ</sup>普請<sup>ニ</sup>入<sup>ト</sup>於金銀<sup>ヲ</sup>昇進次第部屋割已後早速移<sup>レ</sup>他寮<sup>ニ</sup>

破損之處捨置間敷事、若捨置候ハ、上座中見分致許義次第ニ普請可申付事

一 上座部屋普請表<sup>カ</sup>等者、大仲間之金銀老錢も不可違事、一切手前之金銀を以致修復表替シ、次之人へ可渡事、右

者正徳二壬辰年良存板頭代相極定目也

一 中座部屋二側已下衆ニ不可渡事

一 渡部屋者於有老夏懈怠者部屋不可渡事

一 普請部屋者於一夏懈怠者部屋ヲ大仲間へ取上ル也

一 普請志之人者遂断、上座五人へ其上ニ而普請可致也

一 部屋割已後婦旦之人ニ者不可渡部屋事

一 部屋割已後翌日ニ早速簡板洗可致事

一 簡板洗之什一向停止之事

一 玄義正昇進之砌、部屋へ從板頭使僧遣候事

新式故令復往古、且又文句例ニシ向後可為使僧停止事

文講師入院前之事

一 他所文講御招請之時者、内招請狀首座中並文句中化主

ノ遺致義定京宿坊迄御着也、御着之日從宿坊並化主之

方ノ使僧来ル也、其日ノ中ニ上中座二側兩頭同道ニ而御

見舞申候、扱請待之日限並御入山之日限相極婦ル也、

此時者吸物酒斗也

一 請待之日者上座老人・中頭老人・二側之上老人・役人

老人召連、尤下男ニ扶箱ニ請狀入可持也、此時者一汁三

菜之夕飯有之也

一 請待相濟御領掌之由、村雲比丘尼衆並ニ彈正方へ内意之

書狀使僧參ル也、文言善正寺後職之承被仰付御添狀被

下難在御請申上候、此旨 御所宜御披露奉願候、明後

十八日入院可仕候、是又宜御披露可被下候、已上

日号

月日

姉小路彈正守様

一 前日御所本國寺へ入院之断之事

但シ先住ノ使僧遣候也、尤御所へ御使者被下候様ニ願置

也

附タリ入院之前夜隱居ノ比丘尼衆へ何時入院被仕候間、

御使者何時ニ其許へ被下候様ニ可申遣事

一 当日ニ後住ノ御所並本國寺へ断之使僧並ニ御所御礼日限

彈正へ尋ル也、兼而隱居も聞膳定日ニ者隱居御同道ニ而御

所表御礼相濟也

一 御所之添翰者、先化主ノ御取被成候事

一 招請前日仲間ノ本國寺へ添簡、願主口上書為持使僧可

遣事、其節院日号ヲ杉糸ニ折ニシテ真中ニ書キ可遣也

一 御所本國寺へ兼而ノ添簡之事頼ム也

右者隱居ノ御頼置也

一 隱居之節御所表御願相濟シ、所化中へ申出ル也

文講師御入院之事

一 御入院之前日掃除集会之事

一 御入院之日其住所迄觀心以下之所化御迎ニ可遣事、玄

義並ニ所化者著川辺迄、文句中ハ聖護院之森迄、中座中

者萬屋迄、首座中者惣門於惣門乗物之拜迄、有之化主終

ニ乗物ヲ御出之事

一 板頭者中門迄出迎事、玄能者講堂之擔階之式段目程迄迎

ニ出ル事、講師入講堂仍而銀座ニ着也、式疊台拜迄在之

次ニ御終始序品・方便・自我偈・陀羅尼ニ此經難持・

円頓者、次ニ開題之事、名目・四教儀・集解・勸心・

玄義・文句也、開題斗也、尤前方ニ右之書物ヲ講堂ニ文

庫入遣可置也、開題之時者中頭見台持參辭退在之也、

次ニ客殿へ御通

一 御所御使者已後御隱居御引渡在之、直ニ御隱居所へ御出

化主送り出ル、上座者同断、其已後満山退席本疏中・指

南中御隱居ヲ惣門迄送り申也

一 村雲御使者客殿へ御出之時化主席ヲ下り使者ヲ上へ請シ

テ御意ヲ承ル也、御意濟使者少座席ヲ下ル化主モ又上ル也、

暫ク御拙在之御返事ヲ申上ル旨ヲ申、化主席ヲ下り宜様ニ

と申使者ヲ送り御出上座も同断粉茶間へ通し御馳走可  
申也

文講師御入院進上之覺

一 先於客殿満山へ昆布・□栗・吸物・小附金酒三獻可出

之事、其後御所御使者已後満山退席

一 中啓式拾本

大仲間、

但シ銀式兩

一 昆布式拾本

文句中、

但シ銀五兩

一 化主返納覺

一金式兩 此者近年壹兩ニ極

大仲間へ納

一金壹步 此者近年式步ニ極

文句中へ納

一金壹兩 但シ文句中間へ納斗也

饗応料

御退院之節

一金百疋

文句中へ

一 昆布式拾本

文句中、御隱居へ

一 大仲間並指南 祝儀停止

一 正月十一日惣統始並初席之祝義一向停止

一 御退院之時ニ依テ納米之格通達者御退院之節、式石五斗



内白米式俵・玄米三俵付置也、但シ右者正月ノ十月晦日迄之間ノ引渡之格式也

一十一月ニ人候而シ之引渡者、右式石五斗不及付置ニ、御所納米拾石斗可付置也、若納米前者国米式俵当分取カヘ付置、已後致算用隠居可遣也

一極月之引渡者、納米拾石之内七石五斗可付置也

右之内式石五斗・年貢五石者飯米料勿論米之外味噌薪等者、何殊ニ而モ什物之通無相違可附置者也

一板頭請待之節者、玄能退院已後ニ老座シ使僧遣候、後職之評義可被致由申遣也、板頭者心持閉門也、書上ケ不相濟内者不レ可レ離頭寮ニ書上相濟之翌日時ニ而モ大算用相仕舞、其上ニ而可有本清儀之事

一玄能請待之事、今般玄徒シ願ニ者其極ニ二代次他所挾老代ニ致度之旨願申候、依之上座評義ニ而相定メ置申候、已後椋林繁榮致候ハ、無據次第請ニ可致答ニ、尤化主日遍師此檀次第請ニ致候様ニ被仰付候、玄徒シ如此之願ニ御座候

玄頭義淨

玄講師添書文言

一今般当山玄講堂<sup>(主)</sup>退院ニ付、後職之儀貴師招請申度、玄徒一同ニ懇望ニ候、依之速ニ於御領掌者可為大幸候義、諸役<sup>(マツ)</sup>モ人願之時ニ不足

月日

列名

尊名

洛東且林

上座 印

玄能請待之部

一板頭ヲ請待之節板頭寮へ中座老入相給請待之儀式取持可有之事、但シ玄徒シ中座へ前方可願置也

一請待三度ニおよひ候節、化主シ使僧可參候事但シ玄徒シ案内可有之事

一於板頭寮領掌相濟、昆布・揚栗・茶・煙草盆可出之事

入院之部

一板頭寮シ入院之節、中座老入板頭寮へ相給時分案内ニ聞給事

「 (抹消) 」

一玄寮ニ上座老入請待玄関前四五間程可迎出事、右上中座へ玄徒シ前方ニ可願置也

享保廿年辰霜月

板頭 即妙代

一 玄義所化中者板頭寮迄迎ニ參、玄能之御供可被致之事

一 三宝大師御經 通序・十如・寿量 十如

神力・陀羅尼老 代々御經 自我偈

一 開題御經 十如 自我偈 並ニ附紙可有之事  
陀羅尼

退院部

一 金子百疋 玄徒中へ

一 昆布式拾本 玄義ノ御隠居へ

一 化主ノ使僧斗 一大仲間祝義停止

一 隱居之日玄寮什物等ヲ改、上座四座並五座之内玄徒兩人願主留主ヲ相勤、若板頭ヲ請待之節者領掌相濟申迄堅

留主可相勤、領掌已後者玄能指南之中上二三入へ寮並

什物等念入可相渡事

一 銀子老枚 右者疊料

疊未損之節納可申候

右之銀子大仲間へ願置玄寮普請可致事

右者板頭ノ玄講へ移ル格式也

一 他所ノ玄講招請之節者、玄徒中ノ使僧老人請待ニ可遣請

待狀並化主玄能首座中之添狀持參、但シ玄徒ノ添狀無

之

右之饗応料同壹步者大仲間へ、式步者玄義仲間へ、此金

一 饗応料 金三百疋

一 大仲間へ 銀五兩 一 玄徒中へ金百疋

一 玄能入院之礼有之事

附板頭ノ役人へ申遣諸部頭へ可触之事

一 満山祝義可參候事

一 玄徒中ノ昆布式拾本 拝銀式兩

一 化主ノ使僧斗

拝銀式兩

一 大仲間ノ昆布式拾本 首座中持參

一 諸方祝義披露之事

一 三方 昆布 茶ニ老 煙草盆ニ老  
揚粟 老老持參

遺、有縁の方、同終可申遺事

一入院之節玄義所化中、老兩人京宿坊迄迎ニ可參、部中ヲ  
萬屋刃迄出向玄寮へ御供可被致事

一入院日之終仕者名目部中へ可申付、若不足之節者□被成  
儀等ニも可申渡事

一御入院並退院之格式如上指南祝儀除之

但シ金老兩大仲間銀老枚玄徒中納之、修復料銀三枚納  
之

右之外惣格式者板頭、入院可準者也

一玄能退院之砌者先上座之二老へ兼而玄徒、致案内置、玄  
徒兩度相止候上ニ而二老同座ニ而相止メ可申候、即部相  
仕舞罷帰候而、上座一同ニ祝ニ可參也、立還早速從板頭

遠慮之触並ニ祝ニ可被參由可相触者也

雜部

一当山曆代之中於有遷化者、御經一部誦經事

一歷代祖之年忌相当之於有之者、御經卷卷可誦也

一玄能上座死去於有之者、御經一六八誦誦之事

但シ退壇之上座一卷經誦誦也

一所化之中卒去於有之者、御經卷卷誦誦之事

一現座而去之人者、葬弔等儀時宣之

右忌中執行者、春秋之夏於宿中一度宛相努之者也

冬夏藍之部

一 二條橋造作之事、但シ前日ニ萩野方、触狀廻ル時判形致  
可遺事、翌日自町錢請取ニ來ル

但シ書付持參候、右之鳥目方丈、出ル也

一 荒神之橋右同断 方丈、鳥目出ル也

一 正月年札十五日過之内、萩野方銀老兩夏藍番之上座持  
參勤ル事

一 諸本寺並ニ檀林所生之寺務方へ年札可勤事

但シ伏見大津迄參ル供ニ者飯台伝助召連申事

一 正月飯台祝儀一汁一菜之事

但シ大晦日三晩、三日晩迄自大仲間仕出也

一 老夏出銀合六文目八分右帰旦即日大行事可相渡事、若  
不出之輩者人飯許客不可事、即如法暖ニ御免

一 正徳四年諸堂修復之部、御公儀へ絵圖並願書以萩野七

郎左衛門方迄改申候処、巳ノ極月十三日ニ七郎左衛門

被參檢分致シ檢地取地絵圖式通役人ニ申付拵老通ハ此

方ニ納リ、老通ハ彼方ニ納御座候、其節被申其已後修復

之願在之候ハ、以書付可被遂行不及絵圖由可被申候

後々共以書付可願候、願書之写別紙ニ此方之箱ニ在之

也

一 当談所生或者所化之縁在方文講・玄能・上中座・二ノ側之寺持或者隠居ニ而も年頭之書中認、毎年可遣追而書ニ

新來横入之事頼遣也、尤夏鑑番可書之若不叶者手筆役人へ申付、或者余人ニ而も可願也、從中間紙並封紙三手形之墨老挺出ル也、以便宜或者所化燐旦之衆へ願可遣也所付名書文法別紙アリ、尤是座中之列名書事

一 上座五人者方丈へ指南銀札銀不出事、板頭教妙節化主へ遂行相定者也

一 正月夏鑑番之上座本国寺へ礼ニ參候者、役者中へ中啓老本宛持參、尤上座卜書致候事値段ハ六七分位也、方丈ハ礼斗

一 仁兵衛方へ鳥目式百文極月七月ニ遣、右者飯台之伝助仲間用事之節者、於吉參ニ而飯台之名代勤之申候質ニ御座候、勿論伝助仲間之用事ニ遣候節者、納所へ急度吉呼申也、為勤可申候也

一 無書狀ニ付大仲間殊之外及難儀、後々ニ至而者塩噌薪等調申義難成様ニ在之候、依之享保十五ノ春夏ノ修復料として鳥目百銅宛集申候、雖然わづか成併書狀も儀ニ難成所化之難儀も存入候、方丈へ壹夏ニ壹匁ツ、礼状納來候

処、此義良周日明師御代ニ御願申候、相談之上礼状御免以是右之修復料壹夏老人前式百銅宛燐旦之節板頭寮へ可相納事、連賜板頭代相極候者也

通光院御殿

上座 連賜

良海

文啓

開道

一 豎入横入共諸部之部入院を申者一向無之、此義も此度改メ大仲間為収納可相納者也

豎入

觀心四匁 集解三匁 四教儀式匁

横入

從來準玄文格可同豎入之者也

但シ新來横入ハ如先規大仲間能指南方丈玄能可納者也、横入者右定之通部入院ハ先規之新來相添候て大仲間へ可相納者也

享保十六年

上座 連賜

良海

亥五月相定

文啓

開道

一飯台盛物乱慢ニ付、以旧式朝飯・昼飯・夕飯黒谷日役之統限、右刻限相過候者大仲間へ取上、廻米ノ入用可致事、老夏初ニ集会之節老度申渡事、近年乱ニ成申候故書付置者也

一惣部屋化望ニ依テ部屋役上座ノ相渡時ひさし竹縁普請能在之部屋ヲ請取申度願申時者、大仲間へ五匁受取可申候事、天井並ひさしまでも宣布在之時者拾匁受取可申候事、往古ノ相極在之候処乱ニ及申候故、相改如是印者也

一七月ノ極月と兩度ニ銀三匁宛宛番人四郎兵衛へ可遣事

外ニ式百文ツ、方丈ノ出ル也

年中行事記

毎月

朔日老部経 十三日十如・寿量・神力 宗祖  
方便・自我偈・阿檀地、諸堂修復諸靈魂施主祈祷  
右者每席集度ニ初之、正徳四年甲午春夏始之  
十五日 十如・寿量 教主 十如・自我 道意尊儀

「檀林録」(望月)

陀羅尼十卷祈祷

十七日 十如・自我偈 本妙院日鏡聖人

十如・自我偈 顯壽院日演聖人

十如・自我偈 以上

十如・自我偈・神力 大師

廿四日 十如・自我偈 智徳院日演上人

十如・自我偈 通是院日退上人

正月

一元朝

満山祈祷

序品・方便・寿量・陀羅尼十二卷・普賢呪三返

已後於方丈雜煮小付合有リ、化主ノ満山へ一々盃等在之、

礼状老人前ニ銀式匁宛宛持參、但シ從上座名目迄

附タリ元日夕飯ノ三ヶ日之間老汁老菜於飯台從仲間仕出

也、但シ飯者玄米也

汁サク

菜 焼とうふ

刻昆布

十一日物読始

序品・十如・自我偈・陀羅尼三・普賢呪三

開題之面々 当前之書物持參、上座ハ受取前ト文句ト持

參相濟候ハ、満山方丈へ御祝儀ニ可參也、化主モ上座へ

礼御勤可有事、但シ祝儀酒等一向停止事

十五日談義

一從廿一日三日迄説法

若御所、比丘尼參詣有之候ハ、上座見舞可申事、取持候事ハ時之宣也

一談義之節信者肝入ニ者方丈ニ而昼食酒振舞事、自廿一同三日迄三日之内御開帳ハ正徳四年諸峯修復為施主方開帳也、廿三日之講中之開帳也、廿三日者為板頭役過去帳ヲ高座へ持參廻向相務事

一此月伊予国大洲賀藤遠江守殿家中戸田弥七殿へ釈尊洗米並ニ年始之書状可遣、方丈ト上座ト也

二月

一 二日 諸部相読始

附タリ祝儀一向停止

一 五日 集會始十如・寿量・神力章安・妙楽・伝教大師

一 十三日朝 十如・寿量・神力 祖師十如 自我偈、本妙院日記

回向講本尊可掛事

一 十五日朝 十如六之卷 涅槃會

附タリ役人前日ニ講堂ニ涅槃像掛可莊嚴事

右御經濟方へ供物ヲ列座之役人配之事

一大小行事者依人之有無本度々楹共可割付事

但シ依時宜十五替にも致候

文雅

一此月例年山内ニ松百本程宛モ可植事

本ハ半分者方丈ヲ代物之參詣共為後仲間ノ見積リ宜敷所  
在之候ハ、可植也、自方丈為門松料式百文ツ、來候故、  
如斯御座候 文雅

三月 此月先聖等逝去有之候ハ、

忌中可相務也

一朔日 一部經 付タリ先日ノ調声相願可申事

一三日 序品・方便・寿量 満山折袴

陀羅尼三卷・普賢呪三

方便・自我偈 自鏡院日性

附タリ集會已後兩能化上座へ勤礼之事

指南之付之事堅停止

一 五日 章安・妙楽・伝教大師

一 十三日 如常回向講三本尊可掛也

十五日之法式集會剃髮白衣之事可申渡事

付 釈迦講堂ノ前ニ談義開帳之簡板可掛事

一 十五日 於講堂法式集會

付 記請列名之卷物ニ可致刺事

一同日夕飯後妙見大士御開帳満山出仕、酒壺升取り奉納、

尤神前ニ而御酒頂戴

一十七日 通序・十如・寿量・神力・惣持三 一如常開

山廟山集会后談義割

付鳥部山本満寺へも談義參詣披露及書付可被記之事

毎之通説法相務申候間御上へ宜御付之衆御參詣可被成候、使僧

遣候事

一廿一日 説法兩日ニテも御所準人迄相知ス

信者相願候ハ、昼飯共ニ方丈へ頼ム

一廿四日

如常

一廿八日 惣持品五卷 宗弘祈祷

一三十日 算用已後新規夏者談義割也

序品玄能方便品已下新規中座ニ側上座へ如次第可割也、

化主ハ前後品也

題号ヲ奉書ニ認題入ヲ書分其下ニ其役人之名ヲ記可置者

也

四月 新規年之三月廿日頃ニ新規式一卷有

是ヲ箱入封ヲして時ノ二老ヲ呼

役目之由ヲ申渡ス也 春山(花押)

一朔日 一部経

新規年者集會過ニ品配相渡候旨板頭寮へ被詰候様申渡、

新規之役中寄品題可相渡者也

付惣境内之垣方丈へ心可付之事

日用者方丈ノ老仁兵衛門前ニ申付ル也繩等者方丈ノ出ル、

又仁兵衛門前ニハ一日飯米六合宛方丈ノ出ル也、又方丈

之男並ニ飯台之男ニも手伝可申付事、竹等者入用ニ候ハ、

藪之竹ヲ可用、乍去竹有時者断ヲ遂切間敷之事

惣ノ垣念入候、殊ニ急度可申渡早ク相破候時者、外ニ惡

許有之事にて、右者方丈之御構ニ候得共氣ヲ付可致吟味

事肝要也

付板頭寮之裏妙見小路之垣者仲間ノ可致事

釈迦堂講堂前垣者秋夏之化主へ可願之事

随分生垣致候、殊ニ掛心事專要也

一五日

集會如常

朝飯後新規年者経充可認置也

十如六卷・自我偈

一八日 誕生會 付供物蠟燭方丈ノ出ル

一十三日 祖師回向講本尊可掛事、十如・自我一院日充

竹之子出ル時分故取間敷由、急度可申渡者也

一十五日 朝集会

新規夏者其役人頭寮へ可被結由申渡於頭寮列座ニ而經衆相渡ス、余人へ者役人ニ申付可遣事

付新談義納銀ハ老入前ニ高座銀五匁普請料拾匁大仲間へ納也、元禄八亥五月ニ相極候也

又銀四匁能指南へ化主老阿宛銘々可納者也

新規入用等一切上座ニ老役申して右之銀子等以古帳格算用一切無相違様ニ可被致候事、新規上三人立合算用帳頭寮へ可納候事、

付談義拵之節着布之袈裟衣ニ可限旨ニ急度可申渡、本

談義ハ布衣・絹七条也、祝儀一向停止之旨急度可申渡候事、本堂渡門差定又飯台ニ入口ニ祝儀停止之書付可張

事、右之旨書付ニ而談義頭へ可申付也

一十七日 集会如常 廟參

一廿八日 十如・寿量・神力 宗旨発珍

五月

一朔日 一部經

一五日節句 通序・十如・寿量品 祈祷朝集会

陀羅尼三返呪三

已後兩能化へ上座へ勤礼

付於其能指南寮一汁一菜之振舞可致事

但シ飯米所指南へ出ス添飯之義者、兼而可申付置也

一十日頃 大小行事迄呼寄、座割部屋割論義役人等可相定事

翌日早速簡板洗可致 祝儀却而停止、手筆ニ銀五匁納所へ五匁堂役へ花代一貫文渡ス

一十二日 十如・勤持品・自我偈 御難会豆州伊豆流那

一十三日 如常

十如・自我偈 一音院日宥

付諸方談義披露遣ス事、又信者可願置也

一十五日 朝集会

新規年者拵故ニ朝飯後兩能化御出仕、板頭御經・二老教書・三者書籍・四者所作見・五者手筆也

談義者揃前ニ通序・十如・寿量・談義通ニ陀羅尼

付揃通ニ何日ノ新談義相始り之由、信者へ可触者也

一十六日 大算用 但シ時宣也

一十七日 集会如常 親師並本満寺へ談義

之披露願遣記帳事

付御祈祷之洗米札之事、方丈へ可付置也

一廿一日、開帳談義前日ニ而も御所へ使僧遣

口上三日所ニ有り

若新規夏者十九日、



新規仲間、毎日悲田寺ニ夕飯出ス事、朝ハ方丈又信者へ  
著其日之新規之首、振舞也

毎日板頭御開帳可申事

一 当月若宗旨手形之義申来候ハ、十一月ノ下記之

一 当月ハ談義並ニ部屋惣体瓦屋根為吟味瓦師老人萬屋へ

申遣、老枚ニ而も瓦ニ痛候得者早速取かへ可然、尤瓦師ニ

深草喜兵衛と申者の瓦宜布候、大仏ハ殊外にて破申候、右

印置候御祝ニ不吟味ニ致置、殊之外大破大物入瓦モ老年

ノ間ニ頭寮ノ屋根七十余枚以下破前非悔ニ付、後代御改

可然候事

六月

一 朔日 一部経

一 三日晩 三問 伝教大師

三答

伝教大師之像方丈ニ在之堂役ニ申付可莊嚴事

論議之問答者礼盤へ上ル、一鑿之後本光瑞之文ヲ唱へ教

花ス、三答相通・寿量品・首題也

一 四日朝 七之巻

一 当月ハ飯男ニ随分掃除致候、殊ニ可申付小路裏までも草御

延ニ而も部屋之痛ニ成候間、折ニ草引かせ可申候事、月

之始、飯台も朝一時ニ夕飯迄之支度致候得者、掃除等も

出来申候間、後來急度可有示者也

一 夏中ハ風呂無之候間、行水飯台ニ而わかし申候、上座役  
人之外老月ニ八分カ老奴斗可取也

一 此月巡見參候ハ、先日ニ荻野ノ触状来ル、随分掃除等可

念入候事

一 土用之内一切経虫干可致事、毎年生能三百文程御入来

候得共、生能者虫のためニ少も益無之相止候而安キたはこ

を入置候、三年程五月四日入申候ハ、大方入渡り可申

候間、其後者何茂不入とも不苦候、已上

寛保二壬戌六月

七月

一 四日 山内除塵可申付六日ニ御所之御墓參也

一 十日時分与二郎へ錢貳百文遣也、方丈も貳百文出ル也

一 廿一日と三日迄 説法 但シ近来ハ無之

八月

一 二日 諸部惣読始

付諸部共惣読之祝儀一向停止

付大小行事割付之事

一 五日 十如・寿量・神力 集会始

章安・妙楽 伝教大師

一十三日 祖師回向講本尊掛ル事

十如・自我偈 寿量院日領

同 遠成院日実

一十七日 兩開山 廟參事

一当月心付ニ而仲間出京勝手有之候ハ、諸本山へ御見舞

被申殊ニ可被申渡事

又飯台之未進並ニ盛物時刻相通候ハ、不渡之由集会之

上ニ而可被申渡事

又兩役人共ニ当寮ニ旧式被守殊ニ可申渡事

一廿四日 大師 智境院日慎

十如・自我偈

同 通是院日迢

一晦日頃 算用

九月

一当月忌中集会可相務之事

先聖並玄能現座之所化中ニ逝去有之者、此月忌中ヲ立可

相勤者也

一朔日 一部經 前日ニ成共調声相願置也

一五日 集会常途

一九日節句 折禱 一功如五月下記

一十二日 十如・勸持品・自我偈 御難会 相州龍口頭座

十如・自我偈 詮理院日陽

一十三日 祖師 回向講本尊掛ル也

十如・自我偈 詮量院日体

同 了珠院日米

付十五日法式集会等剃髮白衣之事可申渡事

付開帳說法之事、塗簡板ニ記シ釈迦堂講堂ニ可掛事

一十五日 於講堂卷物説之

若未判形之者ニ者起請列名ニ可致判事

付朝飯後寄合談義割

一十七日 兩開山 廟參之事

此日鳥部山本満寺へ談義之披露書付可遣事

又信者ヲ頼置也

又御祈禱之札並ニ洗米之事方丈へ可付置也

一十九日 七面会

一廿一日 說法開帳 前日御所へ使僧遣

口上三月ノ処アリ

付信者ハ方丈ニ而昼食夕飯可頼事

毎日談義後板頭御開帳致也

一若宗旨手形之義申參候ハ、十一月ノ下記之

十月

一朔日 一部經

一五日 三大師

一十日 十如・勸持品・自我偈佐渡流罪

一十二日 御經上四卷祖師速夜

一十三日 集會常途御經下四卷祖師

若無人之節者速夜當日ニ一六八隨宜

一十五日 十如・自我偈 釈迦堂如常 顯寿院日演

一十七日 如常 廟參

一廿四日 如常

一当月二老役<sup>与</sup>して諸寮火焼ゆなりの吟味可致候

十一月

一朔日 一部經

一五日 三大師

一八日 通序・十如・寿量 番神御火焼

神力・陀羅尼三返呪 御酒二合餅大仲間、

一十一日 十如・勸持 御難 東条小松原

自我偈

一十三日 如常 回向講本尊可掛

一十五日 釈迦堂

付此頃ニ座割部屋割等可相究、翌日內ニ簡板洗也、又論

義役人定之事

又近日算用可致事 但シ一切汁等停止

又手筆ニ銀五匁遣之事

又納所へ銀五匁

一十七日 十如・自我偈如常 廟參

廣演院日念

一廿三日晚 三問

大師會

三答

供物等仲間<sup>出</sup>ル也、仏前ノ莊嚴役人ニ可申付事

每一座散華唱又ハ本光瑞如斯者也

一廿四日朝 十如七三卷自我偈

附 於飯台小豆粥ヲ煮也、小豆ハ仲間<sup>出</sup>之

一当月荻野氏方ノ宗旨手形所ニ參申候

覺

一出家 七人程 一男行人 一女行人

ノ 居行人人 右之通無相違御座候已上

善正寺役者 雅判

山城國愛宿郡 上岡崎村

善正寺

一人數拾人 但シ当五月御改拾五才已上

内七人僧

三人俗

同境内

一人數七人 但シ当五月御改三才已上

内四人男

三人女

右考当寺並ニ境内人數書面之通相違無御座候

享保十一年丙午六月 上岡崎村善正寺役者

三惠 大仲間 印

御奉行様

此通ニ而東ノ御奉行所へ無相違納申候

一 印海代ニキ本国寺へ願遣申候触状ニ本国寺並支配所へ書

付出シ被遊ニ申来候故也

一 筆者之随宜諸方年始之書状相認可申候、先者夏鑑番之

上座之書笈ニ候へとも不味明ハ余人へも可頼申候、年始之

書状者考ニ其残邊ニ無滞相届キ候様ニ可入念候事

十二月

一 当月荒神並ニ二條之橋代取ニ參候所共ニ方丈ヲ出ル也

一 廿五日餅捲 仲間以ニ評義ニ満山飭付之祝儀參候儀相

止メ申、依之日惠師代萬屋ニ而御つき被成候

一 門松之事、方丈ヲ御立被成候切入故山ノ松の杖ニ而木ヲ立松枝ヲ結イ付竹ヲ交ヘ可相仕舞也、

為ニ右門松拜ニ、錢貳百文方丈ヲ来ル則春松ヲ植ル也

一 節分 通序・十如・寿皿 満山祈祷

惣持十二卷・呪三

附夜之内ニ堂役大豆ヲ折、但シ大豆老升方丈ヲ出ル飯男

へ申付煎ル半分方丈半分頭寮候

一 歳暮 通序・十如・寿皿 満山掃除

大晦日 惣持十二卷・呪三

兩能化上座へ勤礼之事

一 方丈ヲ銀三匁宛納所堂役へ被遣候、歳暮斗仁兵衛門前

飯男へ益も同一匁ツ也

一 次郎兵衛事一月ニ兩度ツ、方丈之用相勤候筈ニ候、近来

猥ニ被成候而相勤可申候、勿論飯米六合宛被下候

一 廿七八日之頃正月三日之野菜等相積入用書付萬屋へ可遣事、随分簡略ニ可致者也

一 貳百文 與次郎へ遣ス書付萬屋へ可遣事

一 貳百文 與次郎へ遣ス書付萬屋へ可遣事

来大晦日□受渡

一 門番長兵衛門番被付候砌、生身斗尤始ニ而堅出入申間

敷、若此已後出入申候得者、如何様共被仰付候、互ニ申

合ニ而相務申候、此已後出入致候得者、急度被仰渡候、  
一夏ニ二度ツ、決而申付候等ニ御座候

一惣体以前兩家共ニ他所ノ參候而、一日度逗留杯致候義、  
堅申付候事

元文二年己十二月御奉行所ノ御尋ニ付、口上書差出留  
書之覺

一当寺者所化学問所ニ而能化之内ノ住持職相努申候

一參内之義者相務可申候

一江戸御札之義も相努可申候

一衣者紫錦之外紅色已下之色衣着仕候

一住持職者聖人ニ而御座候

今ハ支配と書へし

日蓮宗本國寺末寺

上岡崎村善正寺

秀妙 印

元文二年己十二月十一日

一先聖遷化之時者自大仲間老人悔ニ可參候、尤其部葬送之

日限相尋歸り候事

正葬式ニ者又大仲間ノ老人伴僧式人

但シ本山之閑居殊ニ法類等ニ而も所生有之時者、大仲間老

人中二三己上四人可參候事

一檀林普請之部見分在之時者返礼ニ板頭參也、尤往古ヨリ

普請見分無之所ニ大頭寮成就之部在之候、与力式人・  
道心式人・荻野与力式人と荻野ト式刃宛其外者老刃也、  
乍然是者大頭寮見分之部依之兩方合之格□後來可被得  
其意候

一寛保三亥七月喜八西御番所ノ御召之旨荻野ノ申來候、  
依之庄屋方へ一所ニ相願可遺哉之相談在之所、兎角別格  
ニ役者同道ニ而可參旨ニ而左様ノ致此後庄屋願遺義者無用  
ニ候庄屋ハ願タガリ申候、此方ヨリ直ニ參候得者寺社之者  
早速埒明申候

歴代

本妙院日銳大覚位

寿量院日鎮覚位

一音院日有覚位

学室開基

顯寿院日演聖人

堺妙國寺中興・中山廿七代  
本法寺

詮量院日休聖人

妙覚寺

一院日充聖人

元和二丙辰二月廿三日

慶長十八癸丑七月廿五日

寛永十癸酉六月三日

萬治元戊戌壬十二月十七日

明暦二丙申九月六日

寛文二壬寅四月十二日

妙傳寺  
詮理院日陽聖人

延宝八庚申九月十二日

新會妙顯寺・本満寺  
通是院日迢聖人

享保三戊戌九月二十四日

本満寺  
了珠院日栄聖人

元禄六辛酉九月七日

所化名良存

本法寺  
詮量院日住聖人

元禄三庚午十月六日

紀州正住寺  
廣賢院日遥聖人

享保元丙申九月廿五日

所化名良順

妙傳寺  
十代養法院日成聖人

元禄二己巳十月十三日

紀州正住寺・本満寺  
大道院日遍聖人

正德五乙未五月廿三日

所化名速也

妙傳寺  
寿遠院日遵聖人

正德二壬辰三月十五日

上牧本長寺・妙傳寺  
廿代慈廣院日迢聖人

所化名良雅

佐渡妙昌寺  
遠成院日実聖人

元禄十六癸未八月晦日

飯沼玄能・廣願寺・堺妙国寺・中山  
見理院日圓聖人

享保七寅八月廿五日

所化名頭孝

勝光寺  
智境院日演聖人

貞享三丙寅七月廿五日

尼崎長遠寺・中村玄能  
慈妙院日長聖人

享保十一午四月六日

所化名珠心

本満寺・江戸龍谷寺建立・堺成就寺建立  
廣演院日念聖人

元禄十一戊寅十一月十九日

所化名良源

立本寺  
本是院日觀聖人

上牧本長寺・勝光寺  
智道院日進聖人

所化名良遠

本満寺・伊賀上行寺  
廣照院日這聖人

元禄十六癸未五月十五日

水戸三味堂玄能・相州海老名海元寺・敦賀妙顯寺  
演妙院日寛聖人

享保十九寅正月廿八日

所化名春隆

当山玄能・播州姫路淨法寺・法顯寺・敦賀長遠寺・堺妙國寺  
廣慈院日行聖人  
寛保三亥壬四月十六日

所化名良是

再住如上  
廣宣院日追聖人

所化名顯長

坂高三老・小松原経忍寺松崎化主  
安住院日充聖人

所化名通如

中村玄能・宝塔寺本法寺  
体真院日領聖人

享保六辛丑三月六日

所化名幸政

正徳四甲午年性師代二賜於永代聖人色衣、右者日領師代御所御剃髮之節色衣而  
着座之以格式、村雲御所並本國寺へ永代令色衣着者也  
当山玄能・今出川法性寺・淨法寺・小倉宮口寺  
三十代法廣院日延聖人

所化名文会

大坂本聚寺・恵光寺  
廣遠院日宣聖人

享保十六辛亥十月十九日

所化名良遠入水了

飯高玄能・駿州府中盛広寺  
禪明院日聽聖人

所化名禪明

江州妙堅寺  
廣通院日亮聖人

所化名良順

小西玄能・本満寺  
利妙院日元聖人

寛保三亥三月十五日

所化名孝礼

山科玄能・大坂本長寺  
遠成院日進聖人

享保十三申九月廿七日

所化名了俊

大坂妙法寺  
頭陀院日祇聖人

所化名則賜

中村玄能・鎌倉萬松寺  
叡智院日善聖人

所化名叡智

小西上座・勝光寺  
泰智院日洪聖人

所化名存厚

伏見盛榮寺  
大樹院日觀聖人

所化名玄回

恵光寺再住  
四十代廣遠院日宣聖人

所化名良遠

池田本壽寺・大坂常國寺  
珠妙院日生聖人

所化名良存

「檀林録」(望月)

美徳今尾常水寺・山科玄能  
実相院日念聖人

享保丙午十月廿一日

所化名存通

鷹峯玄能・津山妙法寺  
至城院日養聖人

所化名恵吟

当該所生飯高二老・新曾妙顯寺・塚原根本寺・堺妙園寺  
廣性院日理聖人

良天

定明

飯高上座・興津妙覚寺  
円通院日輪聖人

泰学

中村玄能  
即如院日唱聖人

千朗

享保十二年舊月三日村雲御所以此格御初受之節、存口國着座有之以此格而本  
國寺繼目之節永代令着者也  
△四十八世幽乘院日寛聖人

桑名尉・眞寺当該玄能  
健龍院日富聖人

覚林

中村玄能隱居・水谷妙顯寺  
遠寿院日運聖人

会山

大津本誓寺隱居・極路淨法寺  
智演院日諦聖人

良英

中村眞林・出水露光寺  
五十代大慈院日貞聖人

守真

泉州堺誓王寺  
大廣院日達聖人

速也

中村且林上座二老・順七改  
眞性院日清聖人

龍興

飯高眞林上座五老・江戸神田盛応寺・堺妙園寺  
通光院日侃聖人

良周

大津本長寺・当該玄能  
了遠院日近聖人

了遠

中村該林玄能・豆州並山本立寺  
眞隆院日行聖人

守明

飯高上座二老  
円静院日恵聖人

嶺順

中村玄能・鶴冠井玄能・因州鳥取芳心寺  
志玄院日潤聖人

龍道

浜松横須加備勝寺・京愛染寺開基  
頂珠院日康聖人

是明

中村上座  
立華院日宗聖人

亨長



中村玄能 大久保法善寺  
六十代智詮院日亮聖人

六十一世 貞道

中村玄能 越後新築田法花寺  
見義院日暎聖人

六十二世

当且玄能 信州松本立寺  
受持院日遠聖人

六十三世 惠遠

飯高上座 江戸土蔵町一乘寺  
順正院日進聖人

六十四世 正惠

傳峯飯頭 伏見盛染寺 当該玄能  
本光院日遍聖人

性現

中村玄能 喜多口淨妙寺  
本是院日貞聖人

順我

越後寺泊法福寺 但州豊岡立正寺  
唯信院日遠聖人

雷岩

当該玄能 上島羽家相寺 尼崎長遠寺  
明静院日教聖人

飯高上座  
妙義院日要聖人

嶺天

七十代本門院日進聖人

弁海

小西上座 飯路淨法寺  
精性院日宜聖人

覚明

飯高上座 江戸老三田薬王寺  
智妙院日応聖人

嶺感

中村上座  
了心院日長聖人

慈春

是八当山玄奘百一代 元文五庚申九月十五日遷化也  
照道院日圓聖人

照道

談林之黨功殊ニ未代依頼有之嗣方丈曆代者也、納直有之事別ニ記  
小西上座  
観具院日攸聖人

寛隆

中村上座  
隆真院日統聖人

千朗

中村中座 但シ当該玄能已後中村へ横入依頼番雜ニ中座  
四撰院日經聖人

文雅

飯高中座 此已後者上座ナラテハ 堅不招請之格式也  
勝光院日隨聖人

智運

妙傳寺勸導而御願殊ニ四十兩持銀 彼是無是非例メ招請  
中村上座  
守女院日等聖人

体仲

当該玄能 伏見盛染寺  
八十代性光院日行聖人

修現

当該之玄能 能勢清風寺  
観静院日透聖人

通遠

「檀林録」(望月)

当院玄能・慈前妙国寺  
皆如院日過聖人

智雲

中村且林上座 三州長満寺  
慈感院日心聖人

慈感

飯高上座  
堯智院日超聖人

智達

飯高中座・当院玄能厩代列ル故、招当且二ノ間ニ而下関  
義明院日良聖人

良是

飯高中座当院玄能厩代列ル故招之  
玄悟院日弁聖人

顯瑞

武州小樽妙満寺  
喜顕院日芳聖人

学善

武州芝田珠寺  
俊倍院日猶聖人

喜顕

大坂円頓寺  
明静院日運聖人

一貫町勝光寺  
九十代自寂院日行聖人

即賜

飯高通然  
静

寂善院日恵聖人

是海ト云テ当且  
四教儀ニ而下関  
七

德善院日順聖人

義回

武州千駄ヶ谷専尊院・飯高上座  
恵遠院日正聖人

専静

飯高上座  
九十五代空色院日為聖人

圭準

此記録及破損漸々難分相成候故、後來為令見易古録俣今  
般改書耳

天明五年

乙巳蛾月上流八鳥

当職

良雅代